

協議第 87 号

平成 16 年 月 日 確認

各種事務事業の取扱い（保健衛生関係）について

各種事務事業の取扱い（保健衛生関係）について別紙のとおり提出する。

平成 16 年 月 日 提出

津地区合併協議会

会長 近藤 康 雄

協議項目	25 各種事務事業の取扱い		<p>1 健康診査については、基本健康診査及び肝炎検診を集団健診、個別健診にて行うものとする。また、対象者について、基本健康診査については集団健診を19才以上、個別健診を40才以上の希望者とし、肝炎検診については集団、個別健診とも国基準を準用した対象者(年齢等)とする。なお、骨密度検診及び歯周病検診については各地域ごとに実施される健康教育にて各地域の実情に応じた取り組みとして実施する方向で調整する。</p> <p>(1)集団健診については、新市で統一した内容、金額で実施できるよう専門業者委託とし、原則、現在の各市町村において実施されている場所で実施する方向で調整する。また、個別健診についても新市で統一した内容、金額等で実施できるよう医療機関委託の方向で関係医師会との調整を図るとともに協力医療機関の確保にも努めるものとする。</p> <p>(2)個人負担額については、集団健診は国基準である3割程度の範囲内で合併までに調整する。個別健診については、医療機関への委託金額をもとに、集団健診個人負担額と同程度割合を目安として、合併までに調整する。</p>
関係項目	保健衛生関係	調整の内容(案)	<p>2 がん検診については、原則40才以上の希望者を対象とし、合併時は検診の有効性が確認されている胃がん、子宮がん、乳がん、大腸がん、肺がん検診を集団検診、個別検診にて行うものとする。ただし、子宮がん、乳がんは30才以上を対象とする。</p> <p>(1)各がん検診において、集団検診、個別検診ともに最も有効性の高い検診内容に統一することに主眼を置き、実施場所、回数等の検討を行っていくとともに、金額についても新市で統一できるよう専門業者、関係医師会等との調整を図るものとする。</p> <p>(2)個人負担額については、集団検診、個人検診それぞれの委託金額をもとに、基本健康診査の集団健診個人負担額と同程度割合を目安として、合併までに調整する。</p>

## 先進地事例

## 【山口市】

- (1)新市における老人保健事業については、原則として現行のとおりとする。ただし、基本健康診査(個別、子宮がん検診(個別、乳がん検診(個別、骨)))密度検査、高齢者健康相談及び腎臓食料理教室については、新市において市域全体の事業として実施する。
- (2)各種健(検)診の受診者個人負担金については、応分の受益者負担の原則を基本に、合併時に統一する。

## 【あわら市】

- (1)国又は県が定める制度に基づき実施しているもので両町に差異のないものについては、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、両町に差異のあるものについては、合併時に統一する。
- (2)両町が独自に実施している事業については、合併時に統一する。

## 【対馬市】

母子保健事業、予防事業、老人保健事業、食生活改善地区活動事業、看護婦等養成奨学金貸与事業、その他の事業については、合併時に調整する。救急医療対策事業については、現行のとおりとする。健康づくり推進協議会については、新市において新たに設置する。

## 【志摩地域合併協議会】

- 1 保健センターについては、施設は現行のまま新市に引き継ぐものとする。ただし、平成17年度から5か所ある保健センターのうち1か所を(仮称)総合保健センターとし、残りの4か所の保健センターは(仮称)地区保健センターとする。
- 2 母子保健事業のうち、妊婦・乳児健康診査事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。幼児健康診査及び相談事業については、合併後速やかに調整する。
- 3 老人保健事業のうち、対象年齢、個人負担金については、合併までに統一する。その他については、合併後速やかに調整する。
- 4 歯科保健事業及び精神保健事業については、合併後速やかに調整する。
- 5 予防接種事業については、平成17年度から、ポリオを除き個別接種で実施する。
- 6 結核健康診査事業については、対象年齢を15歳以上とし、精密検査の委託先は、新市内の市立病院、県立病院及び医療機関とする。
- 7 栄養改善事業については、合併後速やかに調整する。
- 8 健康づくり推進事業については、地域の特性を考慮することも踏まえながら、合併後速やかに調整する。